コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

IWAKI CO.,LTD.
最終更新日：2016年7月5日
株式会社イワキ
代表取締役社長 藤中 茂
問合せ先：経営管理本部　03-3254-2931
証券コード：6237
http://www.iwakipumps.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主、従業員、取引先、地域社会等のあらゆるステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに企業価値の向上を重視した経営を推進するため、コンプライアンス基本方針を制定して企業倫理と法令等の遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理システムの整備・強化を推進することをコーポレートガバナンスの基本方針としております。
また、当社グループは、企業価値の最大化、顧客満足度の向上を図るためには、コーポレートガバナンスの強化が重要であると認識しており、より効率的で透明性の高い経営を推進していくために、企業統治の体制や仕組みをさらに整備し高めてゆくことが必要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-1】
議決権の電子行使については、今後の課題と考えております。

【原則1-5】
買収防衛策の導入予定は、現在のところありません。

【補充原則3-1-2】
当社株主の海外投資家割合は、現在のところ10%未満であるため、英語での情報開示・提供は行っておりませんが、今後、海外投資家割合の上昇に伴い、検討を行ってまいります。

【補充原則4-2-1】
取締役報酬に、業績と連動したインセンティブとして機能するような報酬体系は、設けておりません。今後は、株主・ステークホルダー等のバランスを考慮しながら、実施の可否を検討していく予定であります。

【補充原則4-10-1】
独立社外取締役（現在2名）による取締役協議会を新たに設置し、その中で、取締役の業務執行状況についての意見交換、次期取締役候補、取締役報酬の妥当性等について検討を実施する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】
当社は、業務提携、中長期的な取引関係の維持・強化等を目的として、事業の相乗効果等が創出できる銘柄を対象とし、これらを保有することにより、当社の企業価値を高め、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様の利益に資することを基本方針として、保有する株式を決定しております。
これらは、株式市場や当社を取り巻く事業環境の変動による影響を受けますが、毎年、取締役会において合理性を確認し、保有継続の可否及び株式数の見直しを実施します。
政策保有株の議決権に関しましては、適切なコーポレートガバナンス体制の整備や発行会社の中長期的な企業価値向上に資する提案であるかどうか、また当社への影響等を総合的に判断して行使します。

【原則1-7】
当社は、関連当事者のうち、役員及び個人主要株主等との取引等は基本的には行わないこととしております。但し、やむを得ない場合には当該取引に関して取引理由、必然性、取引条件、公正性等を当社のリスク・コンプライアンス委員会等で充分に検討した上で、取引の可否を決定しております。
関連当事者取引等については、総務本部にて年に一回、関連当事者等調査票を当社の役員に対して行い、関連当事者取引等の網羅性を確保しております。
また、関連当事者取引に該当するおそれのある取引を認識した場合、総務本部にて関連当事者取引に該当するかどうかを検討しております。
検討の結果、関連当事者取引に該当した場合は、取締役会等利益相反のない権限機関によって取引理由、必然性、取引条件、公正性等充分に検討した上で承認・決裁される仕組みとなっております。

【原則3-1】
(1)当社グループの企業活動の拠りどころとなる企業理念を以下の通り定めています。
1)経営理念
常に最前線で産業を支え、社会の発展と人々の幸福に寄与する。
2)ありたい姿・ビジョン
全ての企業力を顧客への提案力にして、世界で一番信頼される企業になる。
3)経営姿勢
価値ある製品、価値あるサービス、価値ある雇用環境を提供する。
4)行動姿勢
何に対しても前向きに、創造性・独自性をもって、最後まで諦めない。
また、これら企業理念の他、中長期ビジョン、経営戦略等については当社ウェブサイトに掲載する予定です。
(2)コーポレートガバナンスの基本方針を、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載する予定です。
(3)取締役及び監査役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続きの開示については今後検討してまいります。
(4)取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、当社の企業理念等に基づき、役員の職務を適確に遂行できる能力等を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。
なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。
(5)取締役会は上記(4)を踏まえ、取締役・監査役候補の個々の内容を検討した上で、選任・指名を決議しており、『株主総会招集ご通知』に取締役・監査役の個人別の経歴を記載しております。社外取締役・社外監査役については、個々の選任理由を『株主総会招集ご通知』に記載しております。

【補充原則4-1-1】
当社は、取締役会の意思決定の範囲として、法令並びに定款で定める事項の他、重要な意思決定の事項は、「職務権限規程」で明確にしております。その他の一般業務の執行権限は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大することを基本方針とし、各取締役の役割と権限は、「職務分掌規程」と「職務権限規程」に定めております。

【原則4-8】
当社では、内部取締役5名に対し、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

【原則4-9】
独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の独立性判断基準を満たす者としております。

【補充原則4-11-1】
取締役の選任については、企業経営において求められる適正かつ迅速な意思決定への寄与、コーポレートガバナンスの整備、業務執行の管理・監督機能、様々な知識・経験・能力を持つ人員配置のバランスを考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。

【補充原則4-11-2】
当社は、取締役・監査役候補者および取締役・監査役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3】
取締役会への取締役の出席率はほぼ100%であり、発言・質疑応答・議論の状況から、意思決定業務及び取締役の業務執行監督機能は、有効に機能しているものと自己評価しております。
今後は毎年1回社外取締役及び社外監査役による実効性の評価を実施していく予定でおりますが、開示の予定はありません。

【補充原則4-14-2】
取締役・監査役のトレーニング方針は、特に定めておりませんが、取締役・監査役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、証券代行機関が主催するセミナーや東京証券取引所によるトレーニングプログラムなど外部の研修・セミナーを活用し、取締役として必要な知識の習得に努めております。
また、監査役においては日本監査役協会による外部研修・講習会に参加し、監査役として必要な知識の習得および監査役の役割と責務の理解促進に努めております。
社外取締役・社外監査役には、その役割を果たせるよう当社の経営戦略・事業内容・財務・組織等全般に関する説明を適宜行っており、当社に対する理解を深める機会を提供しております。

【原則5-1】
当社は、会社の方向性などを知っていただき会社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主や投資家からの貴重なご意見の拝聴を妨げることがなきよう、株主や投資家との対話には積極的に応じる方針に基づいてIR担当部署を設け、より建設的な対話を促進するための体制を整備しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イワキ産業株式会社	1,052,250	15.49
株式会社藤中ホールディングス	900,000	13.25
藤中　義昭	593,120	8.73
藤中　茂	432,210	6.36
藤中　留美	431,300	6.35
イワキ従業員持株会	411,880	6.06
上條　照彦	400,000	5.89
山田　茂宏	138,600	2.04
石山　積	132,940	1.96
藤中　秀子	132,530	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

藤中義昭は当社創業者であり、藤中茂は当社代表取締役社長であります。なお、上場に伴う公募によって、藤中義昭及び藤中茂は支配株主に該当しなくなる予定であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
茅原　敏広	他の会社の出身者								△			
小倉　健一	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
茅原　敏広	○	当社の販売先である三浦工業株式会社の常務取締役技術開発本部長でありましたが、平成21年6月に退任しております。退任後は特に三浦工業（株）との関係はありません。 当社グループの連結売上高に占める三浦工業（株）の取引金額の割合は、僅少な取引金額となっております。 以上を鑑み、取引の規模、内容及び現在の同氏と三浦工業（株）との関係に照らして、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断しております。	長年にわたる上場企業での取締役としての経験や産業機械業界に関する豊富な知識に基づき、客観的で広範かつ高度な視点から当社の企業活動に助言をいただくためであります。また、同氏が三浦工業（株）の取締役を退任後一定期間が経過しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社の独立役員として指定しております。
小倉　健一	○	当社の仕入先であるダイライト株式会社の営業管掌取締役でありましたが、平成24年12月に退任しております。ダイライト(株)退任後は、特にダイライト(株)との関係はありません。 当社の仕入高に占めるダイライト(株)の取引金額の割合は、当社の仕入高から鑑みると僅少な取引金額となっております。 以上を鑑み、取引の規模、内容及び現在の同氏とダイライト(株)との関係に照らして、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断しております。	当社が属する産業機械業界と密接に関連する樹脂製タンク業界においての長年にわたる豊富な経験と知識に基づき、客観的で広範かつ高度な視点から当社の企業活動に助言をいただくためです。また、同氏がダイライト(株)の取締役を退任後一定期間が経過しており、且つ現在はダイライト(株)との関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社の独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期に1回の頻度で、会計監査人、監査役、内部監査室の三者で、三者ミーティング(三様監査)を実施しています。この三者ミーティングで、意見交換・情報共有化を行い、効率的な内部監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
若松　俊樹	弁護士								○					
長澤　正浩	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若松　俊樹		当社と社外監査役の若松　俊樹氏が所属する佐藤総合法律事務所とは、現在、顧問契約を結んでおり、顧問報酬及び必要に応じてアドバイザリー報酬を支払っています。以上を鑑み、同氏は独立役員の独立性基準を満たさないものと判断しております。	弁護士としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視点で業務執行の適法性をチェックし経営に対する監督に適任であると考え社外監査役に選任しております。
長澤　正浩	○	当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の代表社員に、平成14年より平成24年まで10年間就任しており、当社の監査における関与社員として平成18年11月期より平成24年3月期まで従事しておりました。有限責任あずさ監査法人退任後は、特に有限責任あずさ監査法人との関係はありません。 有限責任あずさ監査法人と当社との平成28年3月期契約分の監査報酬等は、30,700千円であり、有限責任あずさ監査法人の総収入に占める当社監査報酬の依存度は僅少であります。 以上を鑑み、取引の規模、内容及び現在の同氏と有限責任あずさ監査法人との関係に照らして、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断しております。	公認会計士として培われた企業会計に関する豊富な経験と専門知識に基づき、広範かつ高度な視点で監査いただくためです。また、同氏が有限責任あずさ監査法人の代表社員を退任後一定期間が経過しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社の独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員全員(社外取締役2名、社外監査役1名)を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、役職及び職責に応じた金額を基本給としておりますが、その他に単年度の業績結果を賞与に反映させ、報酬として支給しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期の取締役及び監査役に対する役員報酬
・取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額　161百万円
・監査役（社外監査役を除く）の報酬等の総額　15百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役、社外監査役の専従スタッフは設置しておりませんが、本社管理部門（総務本部等）が中心となって、取締役会に係わる通知や資料、業務執行状況に関する報告書の配布や、監査等に必要な各種資料の収集、提供等必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、経営の監督機能強化及び健全化を図ることを目的に、現状のガバナンス体制を採用しております。
当社では、株主総会、取締役会のほか監査役会、会計監査人を設置しております。取締役会は、7名（内2名、社外取締役）で構成され、監査役会は、4名（内2名、社外監査役）で構成しております。その他、内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、定期的な内部監査を実施、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することの確保しております。
また、会社経営上の重要事項又は業務執行の決定を行う会議体として、以下の会議を定期的に開催しております。
1.本部長会議
取締役・監査役・本部長・室長等が出席して原則毎月2回開催し、取締役会付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の審議、予算関連事項の審議等を行っております。
2.リスク・コンプライアンス委員会
総務本部長を委員長とし、取締役、監査役、各本部長及び室長、社外専門家(当社顧問弁護士等)で構成され原則四半期毎に開催し、当社におけるリスク管理を適正に行い、リスクの発生を未然に防止し、万一リスクが顕在化した場合に適切な対処を行い得る管理体制の構築及び強化を目的としております。
3.関係会社経営会議
関連する取締役・監査役・本部長・室長の他、関係会社役員が出席原則毎月1回開催し、グループ会社の諸事項の審議及び決定を目的としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、独立性を保持し、法律や会計等の専門知識を有する複数の社外監査役を含む監査役（監査役会）が会計監査人、内部監査室との積極的な連携を通じて行う「監査」と、独立性を保持し、高度な経営に対する経験・見識等を有する独立社外取締役を含む取締役会による業務執行の監督とが協働し、ガバナンスの有効性を図っております。
当社の上記体制は、当社のコーポレートガバナンスを実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しておりますため、当社は当該ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図る等、法定期日よりも3営業日以上前に発送するべく早期発送の実現に向けた施策を講じていきたいと考えております。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が集中すると予想される日を避けて、株主総会の開催日を設定することを検討したいと考えております。
その他	当社ホームページ上に株主総会招集通知を発送日前に公開しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上で公表しております。 http://www.iwakipumps.jp/corporate/disclosure	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会の開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び通期決算発表後の年2回、アナリスト及び機関投資家に向けての説明会を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設置し、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理本部　経営企画部にIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本方針を制定し、全役員及び全従業員に対して、法令等の遵守はもとより、高い企業倫理に基づいた事業活動を推進していくことを周知徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境保全活動を企業の社会的責任の重要な要素と認識し、主たる生産拠点（埼玉工場、三春工場）におけるISO14001の取得、運用や、環境負荷の低減を考慮した（グリーン調達）、省エネ活動等を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主様、取引様等すべてのステークホルダーに対して、適時に正確な情報を開示することが上場企業の責務であると認識しており、コンプライアンス基本方針にも当該内容を明確に謳っております。また、この責務を果たすため、当社ホームページ等を利用し、迅速かつ正確な会社情報の開示を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第４項第６号の定めに基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス基本方針」として定め、当社グループの役員及び従業員に周知徹底を図る。
(2) 「コンプライアンス基本方針」には、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する考えを示すとともに、警察等関係機関との連携を密にし、反社会的勢力の排除に努める。
(3) 「コンプライアンス基本方針」遂行への取り組みとして、総務本部長を委員長とし、取締役、監査役、各本部長及び室長、社外専門家(当社顧問弁護士等)で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営の推進を図る。
(4) 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、財務報告に係る各種規程・マニュアル・手順書等の内部統制システムの整備を進めるとともに、運用体制の強化を図る。
(5) 内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、定期的な内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
(6) 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
(7) 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、「社内通報に関する規程」に基づき「内部通報制度」を設置・運営し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書の他、重要情報の記載ある文書及び情報等を「文書管理規程」・「営業秘密管理規程」の定めに従い、適切に管理する。
(2) 取締役及び監査役は、監督、監査のために、必要に応じ、上記文書及び情報を閲覧できるものとする。
3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社及び当社グループにおけるリスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め運用する。
(2) 当社におけるリスク管理を適正に行い、リスクの発生を未然に防止し、万一リスクが顕在化した場合に適切な対処を行い得る管理体制の構築及び強化を目的として、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
(2) 当社は、上記のとおり取締役会を定例的に開催するほか、取締役・監査役・本部長・室長が出席する「本部長会議」を毎月２回開催し、そこでは取締役会付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の審議、予算関連事項の審議等を行う。
(3) 業務運営については、将来の営業環境を踏まえ中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各本部は、その目標達成に向け具体的行動計画を立案し実行する。
(4) 「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、取締役並びに本部長、室長の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。
5.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループ会社(関係会社)の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理については当社の関係会社管理部が行い、諸事項については「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、関係会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、当社の取締役会又は関連する取締役・監査役・本部長・室長の他、関係会社役員が出席する「関係会社経営会議」を定期的に開催し重要事項について審議、決定し、または報告を義務付ける。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ会社(関係会社)におけるリスク管理体制の構築は、当社関係会社管理部による情報収集及び関係会社との情報の共有化を図ることを通じて、当社グループにおけるリスク管理体制の把握と体制の構築を図る。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、連結ベースの中期経営計画及び単年度予算を策定する。連結中期経営計画及び連結年度予算を達成するため、子会社の経営指導等にあたるとともに、関係会社経営会議等で情報の共有化を図り、連結ベースでの予算管理を徹底する。
(4) 子会社の取締役及び従業員の職務の執行法令及び定款に適合することを確保するための体制
1) 当社は子会社に対して取締役を派遣し、当該取締役が各子会社における職務執行の監督を行うことにより、子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するように指導する。
2) 当社は子会社に対して適宜監査役を現地に赴かせ、当該監査役が各子会社における職務執行の監査を行うことにより、子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
3) 子会社に対しては、当社内部監査室が定期的に内部監査を行うことにより、子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在は監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置かず監査が行われているが、監査役より要請を受けた場合は、監査役と協議の上、適切な使用人を専任で補助に当たらせるものとする。
7.前項の使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
(1) 前項に記載した監査役に対する補助者を置く場合は、その独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、並びに懲戒について、取締役は事前に常勤監査役と協議するものとする。
(2) 監査役より監査役を補助すべき要請を受けた当該使用人は、その要請に関して、取締役及び所属上長等の指揮・命令を受けないものとする。
8.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、及び子会社の取締役その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
(1) 監査役は、取締役会及び本部長会議、関係会社経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項に係る報告を受ける。
(2) 監査役は、取締役、使用人、会計監査人等から報告を受けた場合、必要に応じてこれを監査役会に報告する。
(3) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は本部長・室長等にその説明を求める。
(4) 当社取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、当社監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
(5) 当社関係会社管理部は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に損害を及ぼすおそれがある事実等について、監査役に報告する。
9.監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
(1) 当社または子会社の取締役及び従業員は、監査役への報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
(2) 当社は、報告者が報告したことを理由として、報告者の労働環境が悪化することのないよう、監視、監督し、報告者に対する不利益な取扱いを確認した場合、直ちにこれを是正する。
10.監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを速やかに行う。
11.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役会は、監査計画を作成し、取締役会に対して報告する。
(2) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。
(3) 監査役は、内部監査室と連携し、監査の実効性を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における方針・基準等については、「コンプライアンス基本方針」において「反社会的勢力との関係遮断」を掲げており、各事業所において機会を設け繰り返しその内容の周知徹底を図っております。
社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係わる会議体として、リスク・コンプライアンス委員会及び同協議会を設置し、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は総務部とし、業務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力調査要綱」および「取引先等チェックマニュアル」を整備し、取引開始前に反社会的勢力調査を行っております。
また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。
外部組織との連携に関しては、万世橋地区特殊暴力防止協会に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】

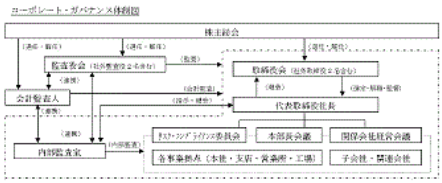

【適時開示体制の概要（模式図）】

株主・投資家の皆様が当社グループへの投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、以下のような迅速にディスクローズできる体制を構築してまいります。

